

I 市立小・中学校の適正規模・適正配置に取り組む背景・課題

市教育委員会では「未来を担う人づくり」を基本理念に掲げ、社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る担い手の育成に取り組んでいます。

そして、その実現のためには、子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整えることが必要です。

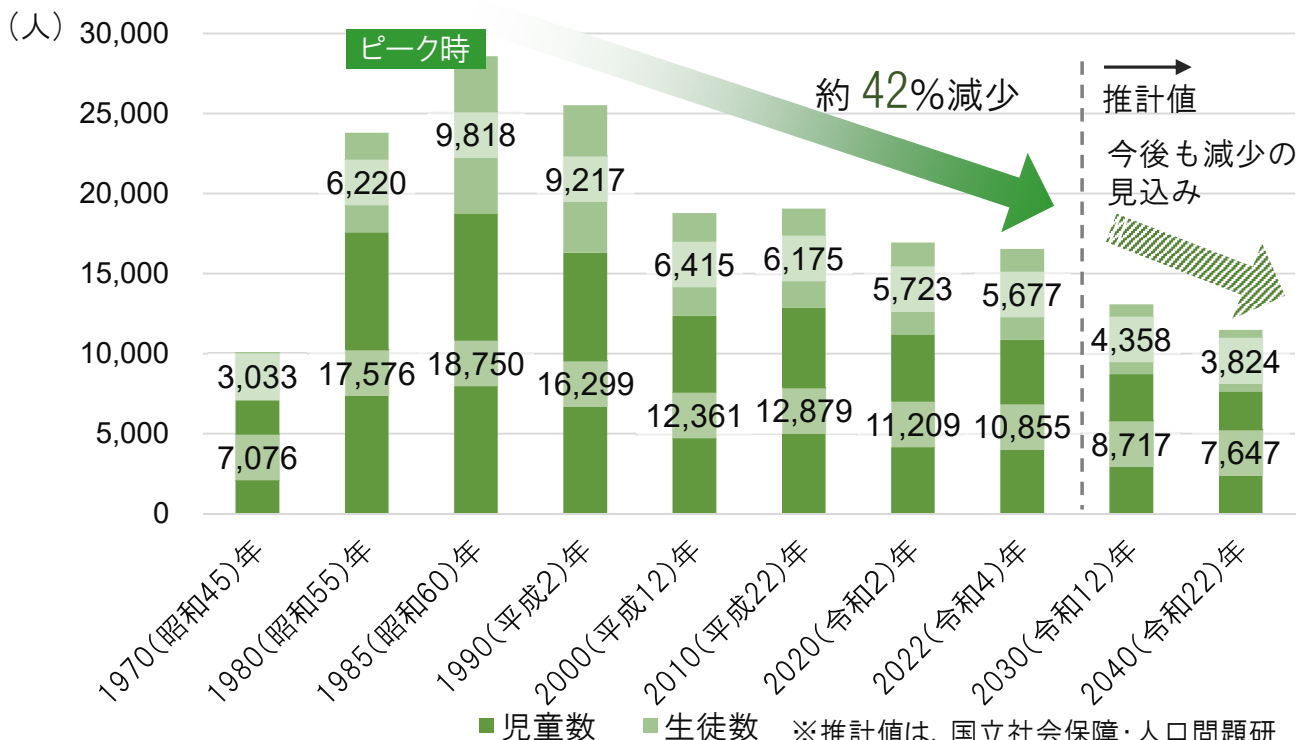
現在、本市では児童・生徒数の減少に加え、施設の老朽化、教職員の多忙化などの課題に直面しています。

そうした課題を踏まえ、次世代を担う子どもたちが将来にわたってより良い教育環境で学ぶことができるよう、その構成要素の1つである学校規模(1学校当たりの学級数)の適正化を図るための取組を進めています。

1 児童・生徒数の減少

本市の児童・生徒数はS60(1985)年度の28,568人をピークに減少が続いており、R4(2022)年度の児童・生徒数は16,532人で、ピーク時と比べ約42%減少しています。

推計では今後も減少が継続する見込みで、学校の小規模化が今後一層進展する見通しです。



※推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」の値から、児童・生徒対象年齢区分を按分して算出

2 学校施設の老朽化

市内には小・中学校合わせて 36 校・155 棟が整備されており、R4(2022)年度時点で、約 54.2%の建物が築 40 年以上経過するなど施設の老朽化が進んでいます。

学校の建て替えに伴う更新費用等でR36(2054)年度までに約 828 億円が必要となる見込みです。限られた予算を有効に活用し、将来にわたって良好で安全な教育環境の維持を図るため、将来的な学校の在り方を見据えた上で、建て替え費用の削減等を図りながら施設整備等を実施する必要があります。

【学校の建て替えの考え方について】

回答区分	1位		2位	
保護者	<u>将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える</u>	74.5%	経費を増やさないことを重視し、一部建て替えなど、最小限度の範囲で建て替える	12.5%
教職員		72.0%	現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える	17.8%
市民		75.9%	経費を増やさないことを重視し、一部建て替えなど、最小限度の範囲で建て替える	10.8%

[市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果（R2年度実施）]

※以降に記載しているアンケートも同一アンケートの結果のため出典記載は省略しています。

3 学校教職員の多忙化

H29(2017)年度に実施した調査では、教職員の月平均の時間外在校等時間数は、小学校で約 54 時間、中学校で約 70 時間という結果となりました。これを踏まえ、R元(2019)年度に「市立小・中学校における働き方改革に関する方針」を策定し、教職員の負担軽減に向けた取組を推進しています。

取組の推進に当たっては学校規模の偏りなどが教職員の学校運営や校務などにもたらす影響を考慮する必要があります。

【小規模な学校^{注1}における学校運営上の課題について】

回答区分	1位		2位	
小学校教職員	<u>教職員一人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい</u>	31.2%	教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい	26.1%
中学校教職員		30.8%		28.0%

注1 国の規則で示されている1学校当たり12学級より少ない小・中学校



Ⅱ 市立小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方について

市内には、様々な規模の学校が存在しています。方針では、学校規模ごとのメリット（期待される点）やデメリット（課題）を踏まえ、望ましい学級数（適正規模）や望ましい通学距離・時間（適正配置）の範囲を定め、学校規模の適正化に取り組むこととしています。

1 小規模な学校^{注1}のメリット・デメリット

区分	回答者区分		1位	2位
メリット	小学校	保護者	<u>教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい</u>	児童・生徒の人間関係が深まりやすい
		教職員		異学年間の教育・交流活動の機会が多くなりやすい
	中学校	保護者		児童・生徒の人間関係が深まりやすい
		教職員		
デメリット	小学校	保護者	<u>児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい</u>	PTA 活動等における保護者 1 人当たりの負担が大きくなりやすい
		教職員		多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい
	中学校	保護者		部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい ※「中学教職員」では1位と同率
		教職員		

注1 国の規則で示されている1学校当たり12学級より少ない小・中学校



小規模な学校を適正な規模にすることで期待される効果

- 子ども同士が豊かな人間関係を構築したり、多様な考え方に触れる機会を得やすい
- クラス替えが可能となり、人間関係や相互の評価の固定化を回避しやすい
- 教職員の校務負担等が軽減し、子どもと接する時間を設けやすい
- 習熟度別の学習やグループ学習など多様な学習形態がとりやすい

2 学校の適正規模（望ましい学級数）の範囲

校種	適正規模	
小学校	12 学級～24 学級程度	（1 学年当たり2～4 学級程度）
中学校	9 学級～18 学級程度	（ “ 3～6 学級程度）

※国の基準：小・中学校ともにおおむね 12 学級～18 学級

3 学校の適正配置（望ましい通学距離・時間）の上限

校種	適正配置
小学校	おおむね3km・45 分以内
中学校	“ 4km・60 分以内

※国の基準：小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内



4 学校規模適正化の方策

学校規模の適正化に当たっては、次のいずれかの方策の実施を検討します。

No	方策	内容
1	通学区域の変更	通学区域を変更・再編成するもの
2	学校の統廃合	2校以上の学校を統合するもの
3	通学区域制度の弾力的運用	- 一定の学校規模の条件に基づき、住居からおおむね1km以内に学校がある場合、当該学校への就学を認めるもの - 通学区域に関係なく、特定の小規模な学校への就学を認めるもの
4	学校の新設	既存の通学区域を分割して新しい学校を設置するもの
5	校舎の増改築	既存校舎の増改築を実施するもの

5 適正配置の方策

方策の実施に当たり、望ましい通学距離・時間などを上回ることが見込まれる場合などには、併せて次に掲げる適正配置の方策(通学負担軽減策)の導入を検討します。

No	方策	内容
1	住所地から近い場所にある学校への通学を認める	住所地により定められている就学指定校より、通学距離が短い学校への通学を認めるもの
2	公共交通機関(バスなど)の利用を認める	バスなどの公共交通機関を利用した通学を認めるもの
3	スクールバスを運行する	児童・生徒が乗車する専用のバスを運行し、学校まで通学するもの
4	自転車の通学を認める※	自転車を利用した通学を認めるもの

※No4については中学生のみ対象。検討に当たっては通学の安全性の確保を考慮し、まずNo1～3の方策を優先的に検討した上で、必要に応じて検討

6 方策検討の対象基準

推計により当該年度から9年後の学級数が適正規模の範囲外の見込みとなる学校を検討の対象とします。なお、対象校のうち、規模の偏りが大きい学校(表の下線に該当する学校)については、優先的对象校として、方策を優先的に検討します。

校種	小規模		適正規模	大規模	
	優先的对象	対象		対象	優先的对象
小学校	<u>6学級以下</u>	11 学級以下	12～24 学級	25 学級以上	<u>31 学級以上</u>
中学校	<u>6学級以下</u>	8学級以下	9～18 学級	19 学級以上	<u>25 学級以上</u>

7 留意事項等

- ・公共施設の効率的かつ効果的な維持管理等の視点、都市計画などのまちづくりの方針や計画との整合性、地域コミュニティとの関係性などを踏まえ検討
- ・中・長期の人口推計を踏まえ、長期的な視野をもって検討
- ・通学区域の変更や学校の統廃合等の方策は、原則として旧町村域に基づく8つの地域内で検討
- ・優先的对象校は、通学区域の変更や学校の統廃合を含めた全ての方策の中から検討

Ⅲ 玉川地区(玉川小・玉川中)の学校をとりまく状況

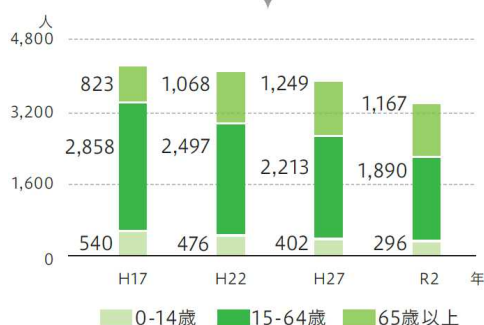
1 玉川地区について

- ・市の西部に位置し、丹沢山麓の豊かな自然環境に恵まれた地区。地区内には、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、小町緑地などがあり、緑豊かな里
- ・端午の節句に揚げられてきたせんみ風の保存や「小野小町まつり」の開催など、地域ぐるみで郷土の伝説を後世に伝える活動が行われている

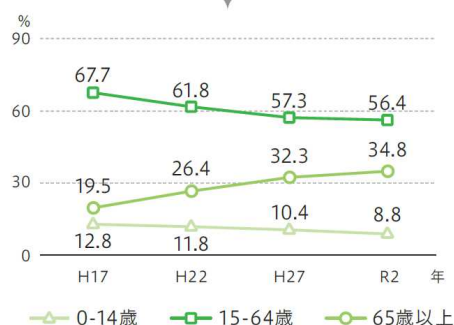
■人 口 (令和2年10月) 3,353人 (市全体の1.5%)
 ■世 帯 数 (令和2年10月) 1,560世帯 (市全体の1.5%)

[第10次厚木市総合計画
 「あつぎ元気プラン」から抜粋]

年齢3区分人口の推移



年齢3区分人口の割合の推移



出典：平成17年・22年・27年は総務省「国勢調査」から作成、令和2年は住民基本台帳から作成（各年10月）

2 玉川地区に立地する市立小・中学校

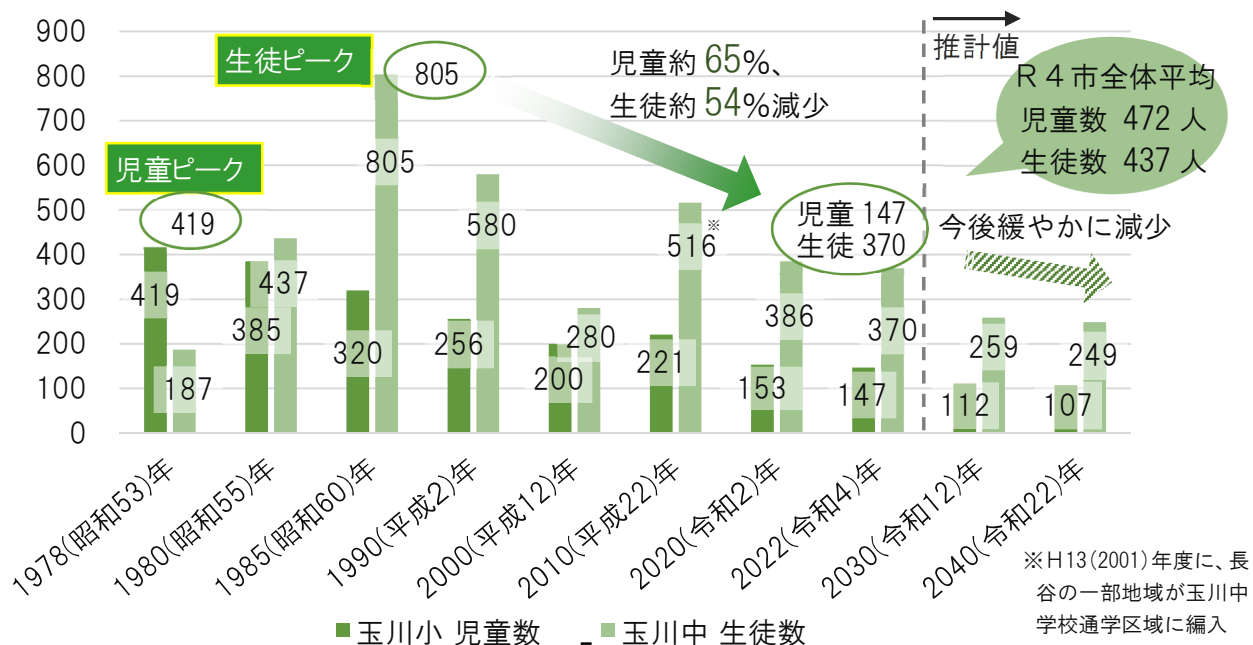
玉川地区には、玉川小学校と玉川中学校の2校が立地しています。

地域	地区	小学校	中学校
玉川地域	玉川地区	玉川小学校	玉川中学校
	森の里地区	森の里小学校	森の里中学校

3 玉川小・中学校の児童・生徒数及び学級数の推移・推計

(1) 児童・生徒数の推移・推計

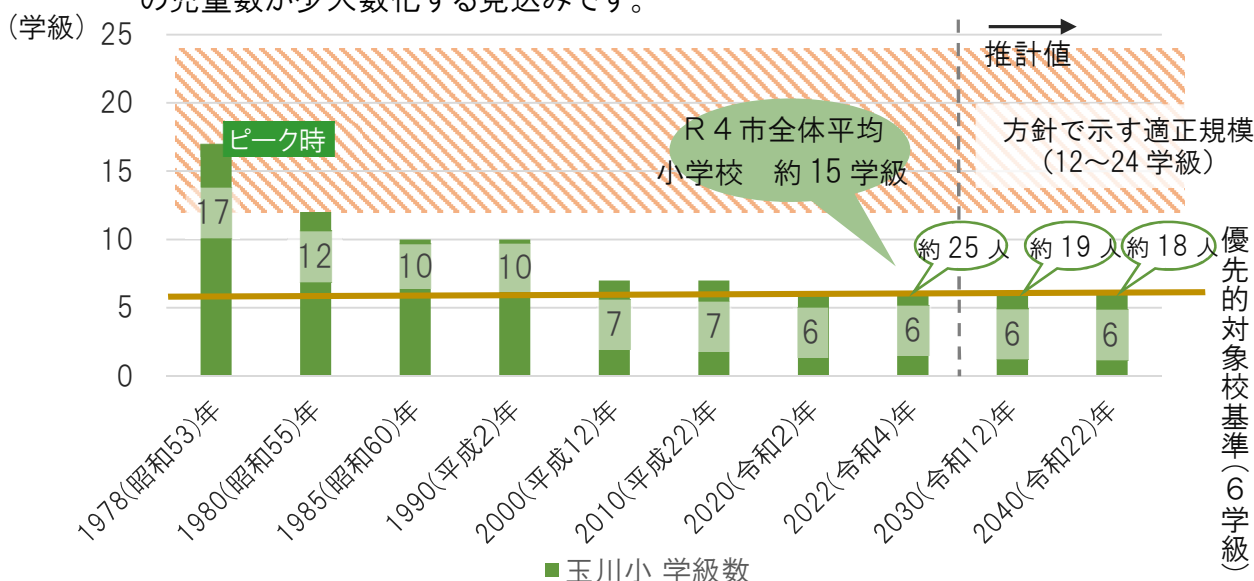
玉川地区の児童数はS53(1978)年度の419人を、生徒数はS60(1985)年の805人をピークに長期的な傾向として減少が続き、R4(2022)年度の児童数は147人、生徒数は370人で、ピーク時と比べ児童数は約65%、生徒数は約54%減少し



(2) 学級数の推移・推計

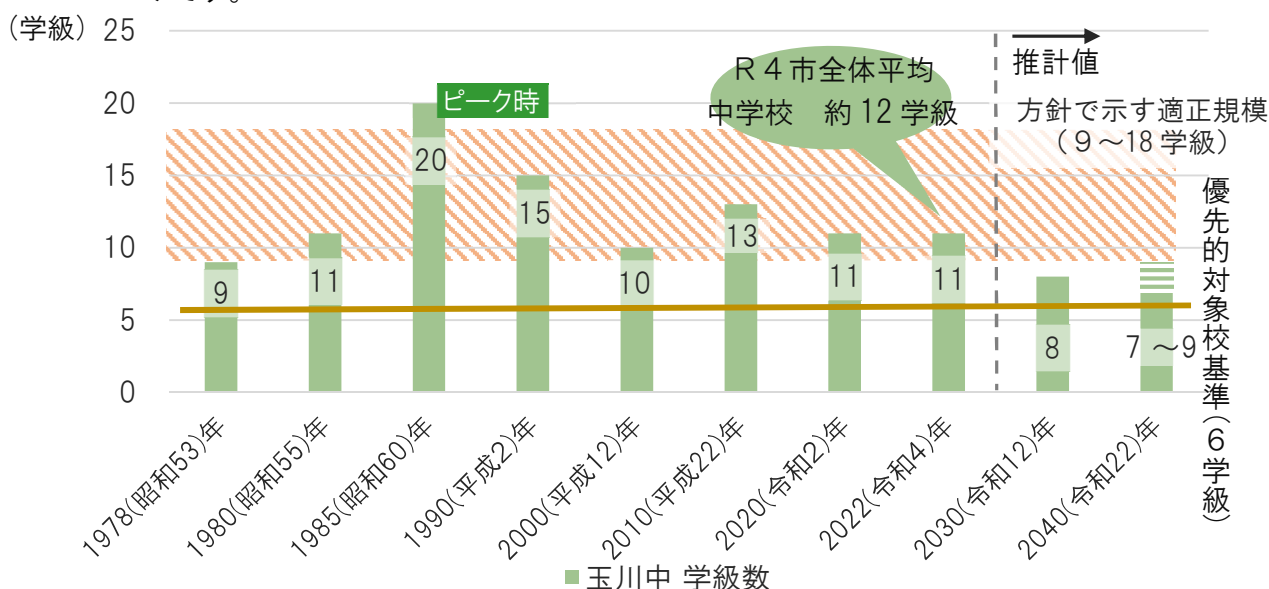
① 玉川小学校

R4(2022)時点で、優先的対象校の基準となる6学級です。今後、1学級当たりの児童数が少人数化する見込みです。



② 玉川中学校

R12(2030)時点で、適正規模の範囲を下回る見込みです。R22(2040)年では、適正規模の範囲を下回る可能性があるものの、優先的対象校にはならない見込みです。



4 学校施設の状況

小・中学校ともに、R15~26年度の期間内において大規模修繕(長寿命化改修)を実施した上で、R40年代まで施設の使用が可能です。

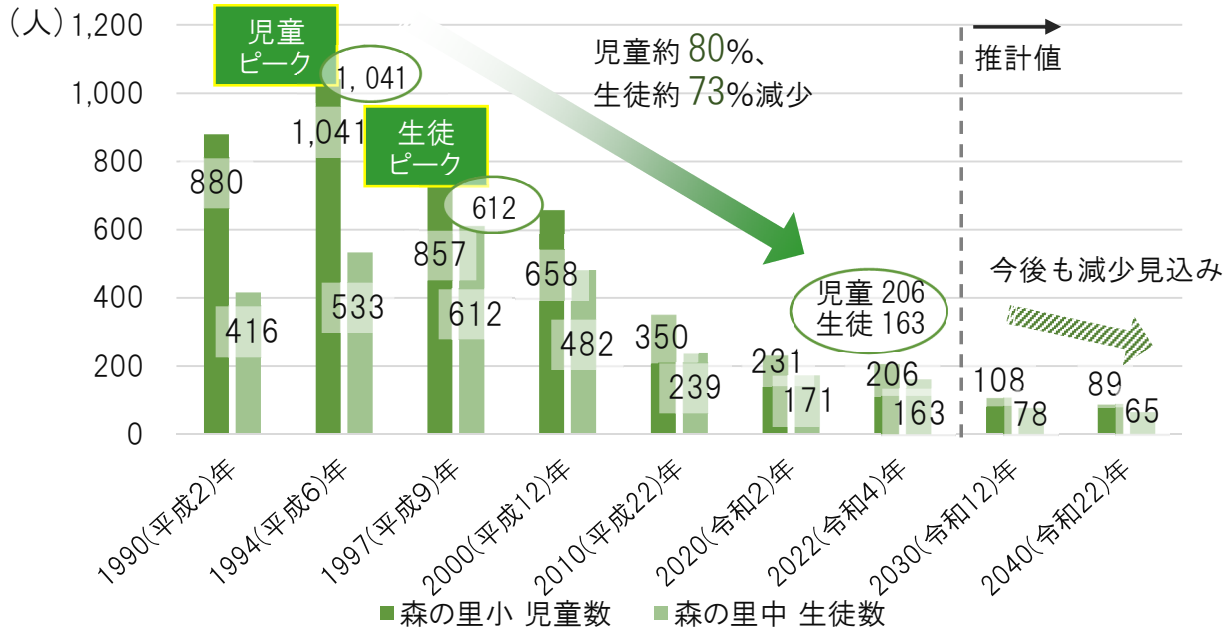
学校名	建物名	建設年度	築年数	耐用年数	施設更新(再整備)時期	大規模修繕時期
玉川小学校	校舎棟	S55(1980)	42	80	R42(2060)	R15(2033)~ 26(2044)年度の 期間内
玉川中学校	西棟	〃 54(1979)	43		〃 41(2059)	

※「建物名」は各学校で最も早く更新時期を迎える建物を記載

5 【参考】森の里小学校・中学校の児童・生徒数の推移・推計

森の里地区の児童数はH6(1994)年度の1,041人を、生徒数はH9(1997)年の612人をピークに減少が続き、R4(2022)年度の児童数は206人、生徒数は163人で、ピーク時と比べ児童数は約80%、生徒数は約73%減少しています。

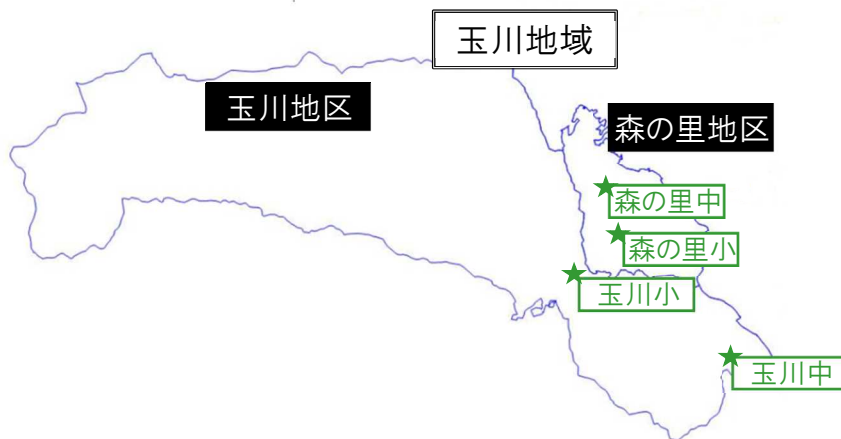
推計では今後も減少が継続する見込みです。



6 【参考】玉川地域(玉川地区・森の里地区)区域図

市制施行前の旧玉川村を区域とする玉川地域には、玉川地区と森の里地区の2地区が含まれます。

玉川地域には、玉川地区に玉川小学校・中学校、森の里地区に森の里小学校・中学校の計4校が立地しています。



Ⅳ 学校規模適正化の方策の方向性(案)

1 方策を検討する対象校

方針で定める対象基準(P4参照)に基づく、検討対象の学校は次のとおりです。

校種	規模区分	優先的対象校		対象校	
		学校数	学校名	学校数	学校名
小学校	小規模	7校	荻野小・ <u>玉川小</u> ・相川小・鳶尾小・上荻野小・飯山小・森の里小	1校	上依知小
	大規模	0校	-	0校	-
中学校	小規模	2校	東名中・森の里中	3校	小鮎中・ <u>玉川中</u> ・相川中
	大規模	0校	-	1校	厚木中

[R3(2021)年度児童・生徒及び学級数推計に基づく]

2 方策の方向性(案)の検討の進め方

各地域の学校の児童・生徒数の中・長期の推計値などを踏まえた優先的対象校における方策の方向性(案)を次のとおり整理しています。

(1) 学校の統廃合を含め方策を検討する地域

地域	優先的対象	方策の方向性(案)検討の考え方
荻野	荻野小・鳶尾小・上荻野小	・R22(2040)年度の児童・生徒数が、R12(2030)年度と比べ、減少又は横ばいの見込み ・適正な学校規模維持に必要と考えられる児童・生徒数とのかい離が大きい学校がある ・地域内で通学区域の変更を実施した場合でも、R22(2040)年度には、地域内の両校又は全ての学校が優先的対象となる
小鮎	飯山小・(小鮎小)	
玉川	<u>玉川小</u> ・森の里小 森の里中・(<u>玉川中</u>)	

※カッコ内の学校は、優先的対象校ではないが、同地域内に優先的対象校が立地するため、地域として一体的に方策を検討する学校

(2) 通学区域制度の弾力的運用を基本に検討する地域

地域	優先的対象	方策の方向性(案)検討の考え方
相川	相川小	・地域においてR22(2040)年度の児童・生徒数が、R12(2030)年度と比べ増加の見込み ・適正な学校規模維持に必要と考えられる児童・生徒数とのかい離が比較的小さい
南毛利	東名中	

3 取組の進め方(予定)

R5(2023)年1・2月 ・ アンケート調査

⇒ アンケート調査結果等を踏まえ、方策の方向性(案)の検討

〃 年6・7月 ・ 意見交換会の開催

⇒ 方策の方向性の決定

- ・通学区域の変更、学校の統廃合等の方策を実施する方向性となった場合は、地域ごとに検討組織を設置し、具体的な内容の検討を進める
- ・方策の実施時期は各地域検討組織の検討等を踏まえ決定(R9年度以降の実施を想定)

【参考】適正規模・適正配置の取組に関連する質問

市立小・中学校の適正規模・適正配置の検討を進める中で、よくいただく御質問や御意見を次のとおりQ & Aとしてまとめました。

【Q 1】 学校が小規模化すると何か教育上の問題があるのか。小規模のメリットをいかした教育を進めてはどうか。

市教育委員会では、大規模な学校と小規模な学校のそれぞれにメリットと課題があり、そのメリットをいかし、かつ、課題を最小化しながら、学校の特性に合わせた教育を進めていくことが望ましいと考えています。

そうした中において、学校規模の大規模化・小規模化が一定以上進展し、学校規模の偏りが特に大きくなると、それに伴い課題も大きくなっていくものと考えられます。

例えば小規模化が進んだ場合、「児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい」、「多様な考え方に触れたり、切磋琢磨したりする機会が少なくなりやすい」といった課題が大きくなり、実際に「クラス替えができない」「運動会や文化祭などの集団行動に制約が生じる」「部活動等の設置が限定される」などの課題が顕在化するものと考えられます。

市教育振興基本計画で掲げる、子どもたちの『生きる力』の育成」に当たっては、様々な人間関係の中で社会的な適応能力を身につけることが重要であり、そのためには学習環境の多様性を確保することが必要であると考えます。

【Q 2】 1 学級の人数上限を 25 人や 30 人などの少人数学級にすれば、学級数を増加することができる。この取組で学校規模を適正化できないか。

小・中学校の学級編制（1 学級当たりの児童・生徒数）については、基本的に法律で定められており、法律の基準では小学校は 1 学級当たり 35 人※、中学校は 1 学級当たり 40 人を上限に学級を編制することが定められています。

本市が独自に 30 人や 25 人学級などの少人数学級を実施するためには、増加する学級数に対応するための教職員や教室を市独自で確保していく必要があり、人材の確保や財政的負担など課題が多いことから、本市では、国が示す学級編制の基準に基づき、学校の適正規模・適正配置の方策を実施してまいります。

なお、少人数学級の実現に向けては、神奈川県市長会を通して国に 30 人学級編制の要望を出しております。

※令和 4（2022）年度時点では、小学校 1～3 年が 35 人、4～6 年は 40 人学級編制。令和 7（2025）年度には全学年 35 人学級編制となる見込み。

【Q 3】学校規模適正化の方策として小中一貫校を設置してはどうか。

小中一貫校については、二つの要件に基づいて考えていく必要があると認識しています。一つ目は9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す「小中一貫教育」の在り方。二つ目は、児童・生徒が同一の施設で学ぶことを目的とした「小・中一体型施設」の整備の在り方になります。

「小中一貫教育」は、「義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高める」、「いわゆる『中1ギャップ』や『小中ギャップ』の解消」などの教育的な効果を目指し取り組むものであり、学校規模の偏りによる課題を解消するための取組とは本来的な目的が異なるものとなります。

こうしたことから、本市では「小中一貫教育」と適正規模・適正配置の取組について、それぞれに検討していく必要があると認識しております。

なお、小学校と中学校を同一の施設に立地させる「小・中一体型施設」の整備については、公共施設の効率的かつ効果的な維持管理等の視点も含め、検討が必要な事項であると認識しております。

【参考】関連資料について

適正規模・適正配置の取組に関する資料は市ホームページや市政情報コーナー（市役所本庁舎3階）で公開しています。

- 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針

URL:<http://urx.mobi/XJM1>



- 市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組に係る

説明会開催結果【令和4年10月～11月】

URL:<http://urx.mobi/VfRh>



- 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する

アンケート調査結果【令和2年度実施】

URL:<http://urx.mobi/wYkE>

